

しりょう おも ざいりゅうしかく  
資料（1）主な在留資格

とくべつえいじゅうしゃ  
「特別永住者」

へいせい ねん ねん しこう にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだつ  
平成3年（1991年）に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱  
ものとう しゅつにゆうこくかんり かん とくれいほう さだ ざいりゅうしかく にほん こうふく  
した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格です。日本の降伏  
ぶんしょちょういんび しょうわ ねん ねん がつ か いぜん ひ つづ にほん きょじゅう へいわ  
文書調印日（昭和20年（1945年）9月2日）以前から、引き続き日本に居住している平和  
じょうやくこくせきりだつしゃ ざいにちかんこく ちょうせんじん およ ざいにちたいわんじん しそん たいしょう  
条約国籍離脱者（在日韓国・朝鮮人、及び在日台湾人）とその子孫を対象としていま  
す。

えいじゅうしゃ  
「永住者」

にゅうかんほう ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん しゅうろうせいげん な けんり みと ざいりゅう  
入管法の在留資格であり、在留期間や就労制限が無いなどの権利を認められ、在留  
しかくこうしん てつづ ふよう えいじゅうしゃしかく みと ようけん げんそく ひ つづ  
資格更新の手続きが不要となります。永住者資格を認められる要件は、原則、引き続  
ねんいじょう ざいりゅう にほんじん えいじゅうしゃ はいぐうしゃ じっし とう れいがいてき きかん  
き10年以上の在留（日本人、永住者の「配偶者」または「実子」等は例外的に期間が  
たんしゆく そこう ぜんりょう どくりつ せいけい いとな た しさん  
短縮されている）、ならびに、素行が善良であること、独立した生計を営むに足る資産  
ぎのう ゆう もの えいじゅう にほんこく りえき がっち  
または技能を有すること、その者の永住が日本国の利益に合致することなどがあ  
しんせいしゃ にゅうかんほう もと しんせいてつづ おこな ほうむだいじん にんてい おこな  
ります。申請者は、入管法に基づき申請手続きを行い、法務大臣によって認定が行われ  
ます。

にほんじん はいぐうしゃとう  
「日本人の配偶者等」

にほんじん はいぐうしゃ とくべつようし にほんじん こ しゅつしょう もの にんち こん  
日本人の配偶者や特別養子、または、日本人の子として出生した者（認知された婚  
がいし ふく みと ざいりゅうしかく にほんじん こくさいけっこん ばあい にほんこくせき  
外子を含む）などに認められる在留資格です。日本人と国際結婚した場合や、日本国籍  
ゆう にっけい せい はいぐうしゃ じっし にっけい せい ざいりゅうしかく  
を有する日系1世の配偶者や実子（日系2世）の在留資格です。

にっけい にほんいがい くに いじゅう にほんじん しそん ほん  
日系とは、日本以外の国に移住した日本人や子孫のことをいいますが、本プランで  
せんぜん せんご まず にほん わた にほんじん しそん しめ  
は、戦前や戦後に、貧しかった日本からブラジルなどに渡った日本人とその子孫を示  
します。

ていじゅうしゃ  
「定住者」

ほうむだいじん とくべつ りゅう こうりよ いってい ざいりゅうしかく してい きょじゅう みと  
法務大臣が、特別な理由を考慮し、一定の在留資格を指定して居住を認めるもので、

なんみん にっけい せい みと ざいりゅうしかく にっけい せい ざいりゅうしかく みと  
難民や日系3世などに認められる在留資格です。日系4世にもこの在留資格が認め  
おや ねんいじょう ざいりゅうしかく も みせいねん ふよう う  
られますが、親が1年以上の在留資格を持つことや未成年で扶養を受けていることな  
じょうけん  
ど条件があります。

### 「研修」と「特定活動」

けんしゅう きぎょう ぎじゆつ ちしき まな ざいりゅうしかく げんそく しゅうろう  
「研修」は、企業などで技術や知識を学ぶための在留資格で、原則として就労はで  
ほんし がいこくじんけんしゅうせいど うけい けんしゅうせい おお し  
きません。本市では、外国人研修制度によって受入れている研修生が、多くを占めて  
います。

とくていかつどう しゅうろう みと ほうむだいじん こ こ がいこくじん  
「特定活動」は、就労が認められるかどうかについて、法務大臣が個々の外国人に  
とく してい かつどう ざいりゅうきかん こ こ してい がいこうかん かじ  
ついて特に指定する活動であり、在留期間は、個々に指定されます。外交官の家事  
しようにん せんしゅ はい ほんし もつと  
使用人やワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手なども入りますが、本市で最  
おお かいほつとじょうこく じんざいいくせいきょうりょく もくてき ぎのうじっしゅうせいど  
も多いのは、開発途上国の人材育成協力などを目的とした技能実習制度によって  
うけい かがたがた  
受入れられている方々です。

けんしゅう とくていかつどう ざいりゅうしかく げんざいじっし がいこくじんけんしゅう ぎのうじっしゅう  
この「研修」「特定活動」の在留資格で現在実施されている「外国人研修・技能実習  
せいど へいせい ねん ねん がつ こっかい にゅうかんほう かいせい みなお  
制度」は、平成21年（2009年）1月の国会で、入管法の改正とともに見直されること  
き せいどかいせい おも ないよう ざいりゅうしかく ぎのうじっしゅう そうせつ うけい  
が決まっています。制度改正の主な内容は、在留資格「技能実習」を創設し、受入れ  
さいしよ ろうどうかんけいほうれいとう てきよう  
の最初から労働関係法令等を適用させるものです。

## 資料（２）プラン策定の経過

がつ にち 6月26日	いいんいしよく だいい かい たぶん かきょうせいすいしん けんとうかい 委員委嘱、第1回多文化共生推進プラン検討会
がつ にち 7月14日	だいい かい たぶん かきょうせいすいしん けんとうかい 第2回多文化共生推進プラン検討会
がつ にち 8月18日	だいい かい たぶん かきょうせいすいしん けんとうかい 第3回多文化共生推進プラン検討会
がつ にち 9月25日	だいい かい たぶん かきょうせいすいしん けんとうかい 第4回多文化共生推進プラン検討会
がつ にち 1月13日	だいい かい たぶん かきょうせいすいしん けんとうかい 第5回多文化共生推進プラン検討会
がつ にち 1月28日	しちようほうこく 市長報告

## 資料（３）検討委員名簿

役職名	氏名	所属団体・職名
ざちよう 座長	たち きよたか 館 清隆	こくりつだいがくほうじんふくい だいがくきょういく ち いき か がく ぶ きょうじゆ 国立大学法人福井大学教育地域科学部 教授
ふくざちよう 副座長	たかしま きよこ 高嶋 起代子	ざいだんほうじんふくい けんこくさいこうりゆうきょうかい そうだんいん 財団法人福井県国際交流協会 相談員
いいん 委員	ほんどう かずや 本道 和也	ふくいけんがいこくじんけんしゅうせい じっしゅうせいう けい だんたいれんらくきょうぎかい りじ 福井県外国人研修生・実習生受入れ団体連絡協議会 理事
〃	おげや みちよ 桶谷 道代	しみんこくさいこうりゆうきょうかい りじ ふくい市民国際交流協会 理事
〃	たなか よしゆき 田中 佳之	ふくい しきょういく いんかいがっこうきょういく か しどうしゆじ 福井市教育委員会学校教育課 指導主事
〃	ふじもと えつ 藤本 悦	ふくい かじん かきょうれんぎかい ふくり じちよう 福井華人華僑联谊会 副理事長
〃	い うんじよん 李 恩妊	ふくい ししみんせいかつぶ しみんきょうどう こくさいしつ こくさいこうりゆういん 福井市市民生活部市民協働・国際室 国際交流員
〃	いのうえ 井上 マルシオ	ふくい けんにつばくゆうこうきょうかい かいいん 福井県日伯友好協会 会員
〃	こばやし ただお 小林 忠男	ふくい しこうみんかんれんらくきょうぎかい だいひよう 福井市公民館連絡協議会 代表
〃	いしだ やすお 石田 泰男	ふくい ししみんせいかつぶ しみんきょうどう こくさいしつ しつちよう 福井市市民生活部市民協働・国際室 室長